

土壤汚染対策法第4条に基づく届出について

土壤汚染対策法第4条第1項の規定に基づき、3,000㎡以上（※条件に該当する場合は900㎡以上）の土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更届出書を着手日の30日前までに提出しなければなりません。また、その土地に土壤汚染のおそれがあると市長が認めるときは土地の所有者等に対し、土壤汚染調査の命令を発出することとなります。

1 届出対象となる行為

土地の形質を変更する部分の面積が、合計で3,000㎡以上（※）の場合
なお、右の場合は3,000㎡以上（※）であっても届出の対象外となります。

○土地の形質の変更とは切土・盛土等の土地の形状を変更する行為全般のことです。

○工期が分かれている場合、工期ごとではなく、事業全体の面積で判断します。

○異なる敷地で行われる行為であっても、同一事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、実施主体等を総合的に判断し、事業全体で形質を変更する面積が合計で3,000㎡以上（※）となる場合は届出対象となります。

○都市計画法の開発行為における土地の区画形質の変更とは異なり、土地の形質の変更を行う部分すべてが届出対象となります。

○杭打ちや根伐り、鋤取りなども土地の形質の変更となります。

予定されている工事が届出対象かどうかの判断がつかない場合は、早めに環境指導課まで御相談ください。

2 届出者

土地の形質の変更をしようとする者（工事の施工に関して計画の内容の決定権を有する者）

土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、その計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者がこれに該当します。

3 届出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

例えば、埋蔵文化財の調査後に建設工事を行う事業の場合、一連の工事であることから、埋蔵文化財調査に着手する日の30日前までの届出となります。

4 問い合わせ先

環境局環境指導課（環境業務センター内） 土壤担当

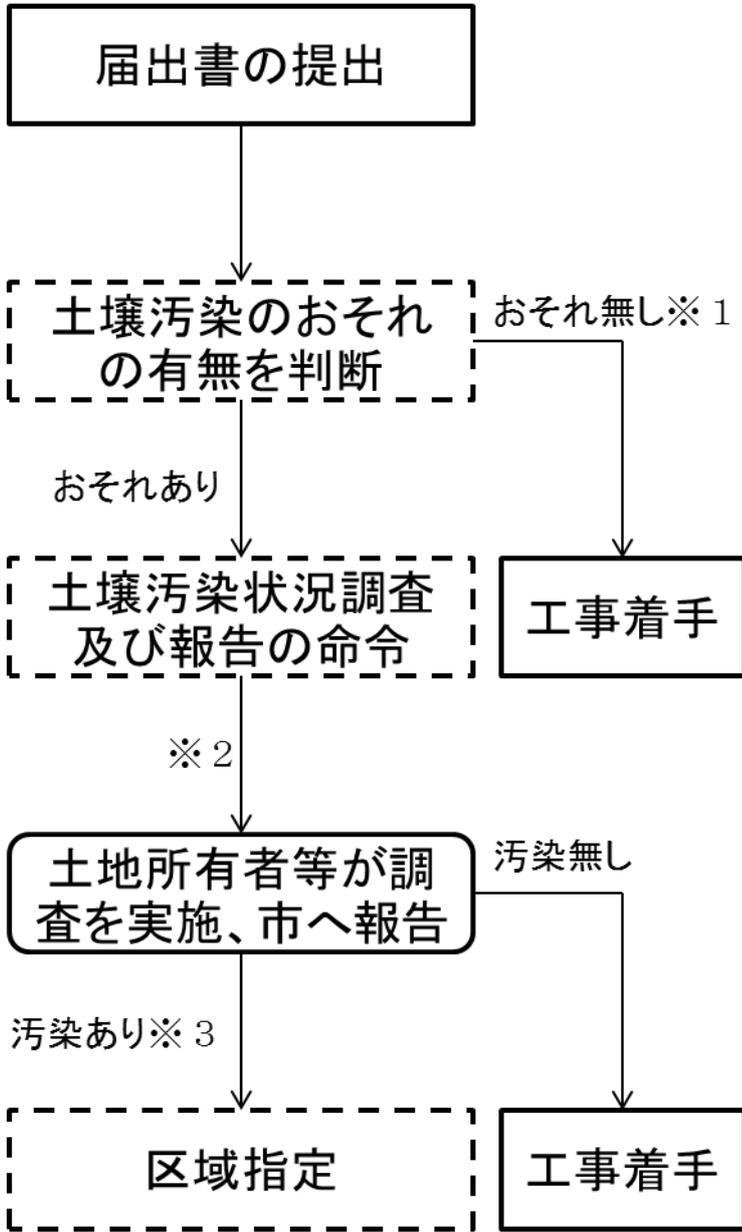
電話：087-834-5755（直通）

※900㎡以上の条件：有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地。詳しくは環境指導課までお問い合わせください。

対象外となる行為

- ① 形質変更対象の区域外へ土壌を搬出せず、土地の形質の変更の深さが50センチメートル未満であって、土地の形質の変更を行う場所からの土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ② 農業を営むための通常行為であって、区域外へ土壌を搬出ししないもの
- ③ 林業用の作業路網の整備であって、区域外へ土壌を搬出ししないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑥ 土地の形質の変更内容が盛土のみの場合

土壤汚染対策法第4条に基づく届出から工事着手までの流れ



- 届出者が行うもの
- 高松市が行うもの
- 土地の所有者等が行うもの

※1：調査命令の対象とならない場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことを保証するものではありません。後日、土壤汚染のおそれがあると判明した場合には、調査命令を発出する場合があります。

※2：届出者が当該土地の所有者等でない場合は、命令とは別に、届出者に対して、当該土地が調査命令の対象となった旨を通知します。土地の形質変更は、土壤汚染状況調査及びそれに伴い必要となる一連の手続が完了した後でなければ着手できません。

※3：調査の結果、汚染が判明し、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された場合は、汚染の除去等の措置など、別途措置や手続が必要となります。